

(1) 役員会

① 設置の趣旨（目的）及び組織

ア 組織設置の趣旨（目的）

役員会は、国立大学法人法第 11 条第 3 項に則り整備された国立大学法人上越教育大学役員会規則に基づき、次のとおり本学運営に係る重要事項を審議する。

- i) 中期目標についての意見（国立大学法人法第 30 条第 3 項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見）及び年度計画に関する事項
- ii) 国立大学法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項
- iii) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- iv) 大学、学部、大学院その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- v) その他役員会が定める重要事項

イ 組織の構成及び構成員等

役員会は、学長及び理事で組織されている。役員会規則において、「監事、副学長及び事務局長は、役員会に出席し、意見を述べることができる。」とされており、毎回、監事、副学長及び事務局長に出席を求めている。

② 運営・活動の状況

ア 委員会等の開催状況

役員会は、原則、毎月第 2 水曜日に開催。令和 3 年度においては、15 回（第 155 回～第 169 回）開催した。

イ 審議された主な事項

主な審議事項は、①令和 4 年度大学改革に伴う設置認可に係る申請書類、②研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）の改正に伴う研究費不正使用防止対策、③職員給与規程の一部改正、④令和 2 事業年度の業務実績に関する評価、⑤大学機関別認証評価、⑥令和 2 事業年度決算、⑦令和 4 年度概算要求、⑧令和 3 年度学内補正予算（第 1 次）、⑨赤倉野外活動施設の譲渡、⑩第 4 期中期目標・中期計画の策定、⑪令和 4 年度大学院改組に係る設置報告書の提出、⑫客員参与について、⑬令和 3 年度学内補正予算（第 2 次）、⑭国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告、⑮教員養成フラッグシップ大学への申請、⑯職員の給与の改定、⑰大学機関別認証評価に係る対応、⑱教育研究組織規則等の改正、⑲サイバーセキュリティ対策等基本計画の更新、⑳「第 4 期中期目標（原案）・中期計画（案）」の提出、㉑業務方法書の変更、㉒令和 4 年度大学院改組に伴う学内規則等の改正、㉓令和 3 年度学内補正予算（第 3 次）、㉔目的積立金の執行計画、㉕令和 4 年度学内予算編成方針、㉖非常勤職員給与の改定、㉗幼稚園の教育体制支援（仮称）、㉘基本規則及び役員会規則の一部改正、㉙学則の一部改正、㉚令和 3 年度学内補正予算（第 4 次）、㉛令和 4 年度学内予算、㉜「国立大学附属幼稚園教育体制支援事業」への対応、㉝上廣道徳教育アカデミー所長への管理職手当の支給、㉞人事関係規則の一部改正、㉟監事監査規則の一部改正、㊱内部監査実施細則の一部改正、㊲自己点検・評価規則の一部改正等であった。

ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等

議題の審議及び報告事項の終了後に、特に時間を設け意見交換を行い、情報共有を図った。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

役員会は、関係法令及び本学規則等に則り設置・運営されており、十分機能している。特に、監事、副学長及び事務局長に毎回出席を求め、意見を聴取しており、適正な大学運営の確保に努めている。